

デジタル市場競争会議（第1回） 議事録

1. 開催日時：令和元年10月4日（金）8:25～8:55
2. 場 所：官邸3階南会議室
3. 出席者：
 - 菅 義偉 内閣官房長官
 - 西村 康稔 経済再生担当大臣
 - 竹本 直一 情報通信技術(IT)政策担当大臣
 - 橋本 聖子 サイバーセキュリティ戦略本部に関する事務を担当する国務大臣
 - 衛藤 晟一 内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)
 - 兼 公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣
 - 兼 個人情報保護委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣
 - 高市 早苗 総務大臣
 - 菅原 一秀 経済産業大臣
 - 杉本 和行 公正取引委員会委員長
 - 依田 高典 京都大学大学院 経済学研究科 教授
 - 北野 宏明 株式会社ソニーコンピュータサイエンス研究所 代表取締役社長
 - 白坂 成功 慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科 教授
 - 泉水 文雄 神戸大学大学院 法学研究科 教授
 - 松尾 豊 東京大学大学院 工学系研究科 教授
(オブザーバー)
 - 金丸 恭文 フューチャー株式会社 代表取締役会長兼社長 グループCEO
 - 竹中 平蔵 東洋大学教授、慶應義塾大学名誉教授
4. 議事
 - (1) デジタル市場のルール整備の進め方
 - (2) ワーキンググループの開催について
5. 配布資料
 - 資料1 デジタル市場のルール整備
 - 資料2 ワーキンググループの開催について(案)
 - 資料3 企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針改定案等
 - 資料4 デジタル・プラットフォームと個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方(案)
 - 参考資料1 デジタル市場競争本部の設置について(9月27日 閣議決定)
 - 参考資料2 デジタル市場競争会議の設置について(9月27日 デジタル市場競争本部決定)
 - 参考資料3 デジタル市場競争会議 名簿
 - 参考資料4 デジタル市場競争会議 運営要領

○西村経済再生担当大臣

おはようございます。ただいまから「デジタル市場競争会議」を開催いたします。

本会議の副議長として会議の進行役を務めさせていただきます、経済再生担当大臣の西村でございます。よろしくお願いいたします。

まず、本会議の今後の運営につきましては、参考資料4の運営要領に基づいて行いたいと思います。

本日は、デジタル市場のルール整備に関する今後の進め方について御議論をいただきます。

なお、未来投資会議民間議員から必要に応じオブザーバーとして参加、御出席していただくことになっておりまして、本日は初回でございます。竹中議員、金丸議員のお二人に御出席をいただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、事務方から本日御議論いただく資料について説明いたします。

お願いします。

○成田審議官

お手元でございます、A3の資料1をご覧ください。大きな箱が5つあるかと思えます。このうちのオレンジの箱3つが競争政策に関するものであります。右側の緑が個人情報保護法の見直しに関するものであります。右下、これがデジタル市場の競争評価に関するものであります。

左上をご覧ください。独占禁止法の企業結合審査のガイドラインの見直しでございます。一番上の「○」でございますように、デジタル市場では、市場シェアの小さい企業を買収する場合でも、データの集中などによって競争制限が生じるおそれがあると言われております。現行のガイドラインでは、デジタルサービスの特徴を踏まえた考え方が必ずしも明確になっていないという指摘がございます。

それでは、どう見直すのかということでございますが、少し下の部分で、見直しの方向性の部分をご覧ください。審査の際には、市場を画定し、その上で競争制限の有無を見ることとなります。その市場の画定の際に、例えば検索サービスと広告ビジネスを組み合わせたような多面市場と言われていたような、デジタルサービスの特徴でありますこういうものについての考え方を明記いたします。

その上で、競争制限の有無についてであります。市場シェアではなく、2行目にありますように、データの集積等による影響を評価する。こういった点も明記いたします。

最後に、3点目でございますけれども、売り上げが小さい企業を買収であっても、こういう場合は届出対象外にはなるわけですが、買収額が一定規模を超えるような場合には審査を行っていく旨を明記することを考えています。

この後、公正取引委員会がパブリックコメントを開始いたしまして、年内に結論を得て、ガイドラインの改定をする予定でございます。

2点目、左下の箱でございます。デジタル・プラットフォーム取引透明化法の検討で

ございます。これは例えばオンラインモールと出店者との関係でございますけれども、2行目でございますように、契約条件の一方的押しつけといった問題が指摘されております。こういったことに対応するために、イノベーションを阻害しない形で自主性を尊重したルールとして「デジタル・プラットフォーム取引透明化法案」を次期通常国会に提出することを目指しております。

検討の方向性でございます。まず、対象につきましては、調査において多くの問題が指摘されております大規模なオンラインモールとアプリマーケットについて対象にし、下にございますように、取引条件の開示を求め、その上で、行政あるいは取引先も入った形でモニタリング・レビューを実施いたします。

右上をご覧ください。同じく独禁法でございますけれども、消費者に対する優越的地位の濫用でございます。昨今、デジタル・プラットフォーム企業が、個人情報等を不当に取得・利用することへの懸念が広がっております。2つ目の「○」にありますように、これまで優越的地位の濫用につきましては、いわゆる下請企業、企業間の取引に適用されておりましたが、こういった個人情報の問題に鑑み、消費者との関係での適用について、ガイドラインを年内を目途に策定いたします。行為類型が明確となっているか等が今後の論点になってまいります。

その下、緑の部分、個人情報保護法の見直しでございます。大きく3点、個人情報の取り扱いに対する不安、保護と利用のバランス、あるいは内外事業者のイコールフットイングの問題が指摘されております。

検討の方向性として、1点目にありますように、個人情報の消去・利用停止を請求する権利を広げる。あるいは3点目にありますように、外国事業者も「命令」の対象とすることを考えております。

最後に、右下の青い部分、デジタル市場の競争評価でございます。これまでは事業者間の取引上の問題に着目をして調査を実施してまいりました。今後、この会議が立ち上がったということで、インパクトの大きい分野、あるいは社会的に懸念が広がっている分野を取り上げていってはどうかと考えております。

具体的に、個人情報の取得・利用あるいはデータの集中に関する寡占化の懸念が広がっているとされておりましてデジタル広告市場につきまして、関連する検索やSNS等を含む形で評価対象としてはどうかと考えております。各国当局の動きも活発化しておりますので、各国と連携した形で進めていってはどうかと考えております。

以上でございます。

○西村経済再生担当大臣

続いて、公正取引委員会の杉本委員長から補足をお願いいたします。

○杉本公正取引委員会委員長

ありがとうございます。

経済活性化のためには、イノベーションを推進することが極めて重要でございます。競

争当局としては、反競争的な行為によって新たなイノベーションが阻害されたり、消費者や中小企業の利益が害されることのないよう、独占禁止法違反行為に対して厳正に対処していく必要があると考えております。

経済のデジタル化等を踏まえまして、独占禁止法上の考え方を示したガイドラインをアップデートしまして、違反行為の未然防止を図っていくことも重要だと考えております。

企業結合ガイドラインの改定案につきましては、本日よりパブリックコメントを開始いたしまして、年内に成案を得たいと考えております。デジタル・プラットフォーマーがスタートアップ企業等を買収することにより、将来の競争の芽が摘まれ、イノベーションが阻害されることとならないよう、迅速かつ的確な企業結合審査を行っていきたくて考えているところでございます。

また、デジタルサービスの浸透により、企業間取引だけではなく、消費者に対する優越的地位の濫用への対応が現実的な課題となっております。ガイドライン案に対しましては、海外を含めて100件を超える様々な意見をいただいております。これらの意見をよく検討した上で年内に成案を得て、厳正かつ適切な法執行に努めていきたいと考えております。

さらに、デジタル広告分野について、検索市場、SNS市場との両面市場の観点を踏まえた実態調査を行う必要があると考えており、準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○西村経済再生担当大臣

こうした状況を踏まえまして、民間議員の方から御発言をいただければと思います。

まず、松尾議員、お願いします。

○松尾議員

東京大学の松尾と申します。

このデジタル市場に関しての方向性を議論していくというのは、世界に先駆けてということだと思いますので、非常にメッセージ性の高いものかと思えます。特にデジタル・プラットフォーマーに関しては、中小の事業者がかなり苦勞しているところもあって、こうした仕組みを整えていくということは非常に重要かと思えます。

個人情報に関しましては、AIの活用においてデータを使っていくというのは非常に重要なわけですが、現状の個人情報保護法の中でなかなか活用が進んでいないこともありまして、この産業を育てていくことと同時に個人の懸念を払拭していくという両面を見ながら新しい方向にかじを切っていくということは、非常に重要だと思えます。

中でもデジタル広告に関しては、実際にはかなりいろいろな技術が使われていて、プライバシーの懸念等も大きいにもかかわらず、なかなかそこに関しての一般的な認知が深まっていない状況がありますから、ここを特出しして検討していくということは、すごくいいことではないかと思えます。

以上です。

○西村経済再生担当大臣

ありがとうございます。

泉水議員、お願いいたします。

○泉水議員

私は法学、特に競争政策をやっておりますので、その観点から申し上げます。

企業結合審査につきましては、データのルール整備が重要であります。ドイツでは企業結合の対価を届出の基準にしたり、さらにデータやネットワーク効果等を競争制限の考慮要素とする立法がございますけれども、この企業結合ガイドラインにおきましては、さらにそれを進めて、具体的に考慮要素や判断基準とするものでありまして、世界的にも初めてのものです。届出基準等にはありますけれども、具体的な考慮要素とするのは初めてのものだと考えております。

また、GAFAs等がスタートアップ企業を買収する行為の競争上の問題、懸念が広く世界的に言われておりますけれども、従来のシェア等の基準によっては対応困難でありまして、世界的に議論がされているところであります。

今回の企業結合ガイドライン案は、いわゆる混合型の企業結合規制の理論を用いまして、可能な限り説得的な判断基準をつくり上げているものと考えております。そういう意味では、最先端の動きとして、世界に我が国の競争政策を発信できると考えております。

消費者に対する優越的地位の濫用規制につきましても、同様に世界最先端の動きと位置づけることができると思います。例えばドイツあるいはフランスやオーストラリア等で類似の民事規制等が多少はあるわけでありましてけれども、EU等においてこのような規制を導入しようとしてもなかなかできない状況がございます。

この点において、今回の優越的地位のガイドラインの改定等は、世界をリードしてきました優越的地位の濫用の規制を、さらに消費者の側に個人情報を提供させる行為について適用することを明らかにするものでありまして、非常に画期的なものと考えております。

ガイドラインは、個人情報の保護と競争政策の関係を明らかにしまして、個人情報と競争政策とを融合しようとするものです。この点においても、個々の具体的な内容についてはさらに検討を要するかとは思いますが、全体的な方向性は極めて重要なものと考えております。

最後に、個人情報保護法の域外適用について意見を述べます。法律上の義務がなければ、外国の事業者はたとえ行政指導がなされようと、それを無視する傾向がございます。そういう意味で、外国事業者に対してもきちんと法律を適用できるようにすることが重要であります。例えば、命令を出すという権限につきましては、国内事業者か外国事業者かで書き分けることがないようにするのが重要であると考えております。

以上です。

○西村経済再生担当大臣

ありがとうございます。

白坂議員、お願いいたします。

○白坂議員

慶應大学の白坂と申します。

最近新しい産業構造などをデザインするのをいろいろと一緒にやらせていただいております。その中でルールをどう位置づけていくか、どのように埋め込んでいくかをよく議論させていただいております。今回の件、私は法律の専門家ではないので、法律の中身そのものよりはどのようなふうにするかというところに関しまして、2点考えているところがあります。

1点目は、技術の進化を妨げない、むしろ技術の進化を促すルールはどのようなものか、2点目は、その技術の活用したルールの実現はどのようなものかという2点になります。

1点目の技術の進化を妨げない、技術の進化を促すルールというのは、最近ですとゴールベースのルールですとかリスクベースのルールという言い方をするのですが、手順で、手続で、こういう手続を踏みなさいというルールではなくて、目的を設定してあげて、この目的を実現しなさいというルール設定をする。そうすると、その実現の仕方は会社によって自由度がありますので、例えばベンチャーだったらベンチャーなりのやり方、大手だったら大手なりのやり方、まさにAIを使える会社はAIを使ったやり方という自由なインプリメンテーションができる。

日本を初め、通常、今までは手続的にルールを決めるということが多かったのですが、そうではなくて、そのルールによってやりたいことを設定してあげて、後は自由に任せる。こうすると技術の進化を妨げないで、最新の技術を使える人たちは使ってルールを満たしていく、ゴールを満たしていくことができるようになります。

2点目が技術を活用したルールなのですが、これはハーバード大学のローレンス・レッシング教授という方が言われていることなのですが、仕組みの中にルールを埋め込んでしまいうやり方です。アーキテクチャーという言い方を彼らはするのですが、実際に埋め込んでしまえば、ルールを守らなければいけないということを意識させる必要がなくルールを守らせることができます。実際にはないのですが、単純な例で言いますと、酒気帯び運転をやってはいけないというルールはもちろんあります。だったら、酒気帯びのドライバーが乗ったらエンジンがかからない車をつくってしまえば、酒気帯び運転をするなど言わなくてもよくなる。つまり、実は仕組みの中にルールを埋め込むことが可能であるということが言われていまして、これがデジタルですとかAIのような技術が進んできたからこそ、実現の可能性が増えてきたということがあります。

実際に、インドがインド・スタックという形の中で、個人認証のAPIと言われているソフトウェアを国が用意しました。そうすると、個人認証に関わるデータの扱いのルールを、そのソフトウェアを使う人が気にしなくても、国が用意した仕組みの中で守られてしまっている。そうすれば、ベンチャーは自由にそれを使うことによって、簡単に個人認証の仕組みを活用できるようになります。

技術が進んできたからこそ、ルールそのものを埋め込みながら、よりいろいろな産業を

活性化させながら、一方で守らないといけないという形になっていると思います。

以上になります。ありがとうございます。

○西村経済再生担当大臣

ありがとうございます。

依田議員、お願いします。

○依田議員

京都大学の依田高典と申します。私は経済学者です。

グーグルやアマゾンのようなプラットフォームは、かつてのローマ帝国やモンゴル帝国をしのぐほどの影響力を人類に持っていて、我々人類が今まで経験したことがないような現象に直面していると感じております。

そうしたプラットフォームが、今まで先生方がおっしゃったような人工知能（AI）という新しい技術を使うようになると、個人情報あるいはプライベートデータを用いて、ユーザーである国民、消費者自身が自分が気づいていないようなニーズも、プラットフォーム側が発見、発掘して、ユーザーにお知らせするような現象が起こってまいります。いわゆるターゲティングやプロファイリングに当たります。

人工知能というのは、うまく使えば、そういう意味で我々ユーザーにとって天使にもなる存在だと思いますが、一步間違えると我々の意に反した使い方をされてしまって、悪魔にもなる存在だと考えております。

私の研究というのは、人間の心理学を経済学に応用する行動経済学という新しい分野なのですが、そうしたAIのような新しい技術を合理的に使いこなすことができる、自分の頭で判断できる強い消費者と、自分では合理的に判断できないで、何がしかのサポートを必要とする弱い消費者がいることが知られております。

オンラインモールを例に挙げますと、強い消費者というのは、今まで自分でショッピングセンターに行っていたのが、オンラインモールを使って今までよりもより便利に、しかも、いろいろな形でグーグルやアマゾン等が自分に対して必要なものをお知らせしてもらえるようになりますので、今まで以上に好みの商品を簡単にネットで見つけることができるようになります。

他方で、先ほど言った合理性の弱い消費者は、自分が今まで知らなかったがゆえに欲しくもない商品をリコメンドされることによって衝動的に購入をしたり、あるいは私はネットは使わない、リアルでいいのだといった人が、ネットが繁栄することによってリアルのお店が潰れてしまうことによって、お買い物難民化することも今後は予想されております。

学者の印象としては、いろいろな研究をしたりするところ、8割ぐらいのユーザーがおおよそ今までよりも幸せになるという意味で勝ち組になるのですが、2割ぐらいのユーザーがこうしたデジタル化あるいはAI化が進むことによって、かえって利便性や幸福度が下がる可能性があるように感じております。

つまり、全体としての社会効率性はプラットフォーム事業あるいはAIのおかげで上がるのですが、他方で、ごく一部において今までよりも公平性、ある意味では格差が悪化する可能性があります。つまり、こうした新しい技術、新しい経済現象に関しては、効率性と公平性のトレードオフがあります。

こうした中で、消費者に対して優越的地位の濫用に対する対応を強めたり、個人情報保護を見直したりすることは意義があると思いますし、競争評価を行う際に関しては、ユーザーの生の声を丹念に拾って政策に反映していくことが大切だと思います。

以上です。ありがとうございました。

○西村経済再生担当大臣

ありがとうございます。

続いて、北野議員、お願いします。

○北野議員

今日のトピックにあるデジタル・プラットフォーマーというのは、デジタル化されネットワーク化された産業構造の必然的な、ある意味で現象のようなものではないかと考えます。その中で、デジタル・プラットフォーマーが行うビジネスを含めた我が国のこれからの産業構造、マーケット構造のあるべき姿がどうかという一つの原理原則を考えていくことが重要ではないかと思えます。

その中で、これからつくっていくルールというのは、企業側から見た場合には、ルールの明快さであるとか予見可能性が重要になってきます。これが揺らぎますと、非常にビジネスがしにくくなります。どこまでやって良いか、やってはいけないかが不安定化するというのは、できれば避けたいところであります。

それと同時に、今、プラットフォーマーが、購買履歴や閲覧履歴なども含めた個人情報を使いながら広告表示やレコメンデーションなどのいろいろなサービスをしているわけですが、その背後にあるのは機械学習など人工知能の技術だと思います。人工知能の分野では、AI倫理の分野でFATという非常に大きな概念があります。Fair、Accountable、Transparentであるということで、機械学習や人工知能を使うときに、公平であり、説明可能であり、透明性があることが担保されることが重要であるということです。今回のルールに関してもAIにおけるFATという議論がかなり応用できて、それに立脚した議論ができると、プラットフォーマーの提供するサービスの背後にあるAI技術に関わるAI倫理とレギュレーションの構造の一貫性が担保できるのではないかと思います。

このFATなどの概念はかなり普遍的です。先週、ロンドンで行われた「パートナーシップ・オン・AI」という団体の会議に参加してきました、私も基調講演をしたわけですが、これはグーグル、アマゾン、フェイスブック、マイクロソフトなど、まさに巨大プラットフォーマーがみんな集まってつくった会議です。それに半分ぐらいは国際的なNPO、NGO団体やヒューマン・ライツ・ウォッチのような人権団体が入って、まさにFATなどAIのあり方の問題を、どうやってコンセンサスを得るかということ議論しているわけです。これが

非常に大きなポイントになってきますので、このような概念と政策の方向性や原則が一致する形が望ましいと思います。日本も内閣府が「人間中心のAI社会原則」を発表して、FATなどの概念の重要さを指摘しています。その原則と一貫した形が施策的な整合性があると思います。

同時に、ここではデジタル市場ということで、eコマースであるとかサービスに関してのものが中心になると思いますが、その次のことを考えていくと、例えばメディカルデータのプラットフォームはどうなるかという問題が出てくると思います。プラットフォームが問題というよりも、プラットフォームがどうあるべきかということと、日本はどの分野でプラットフォームをつかって世界に打って出るかということも重要で、産業育成ということを考えた場合に、日本企業が思いっきりやれるような明確なガイドラインを出していくことも重要です。

さらに、日本企業が強いと思われる分野、例えば、これからはメディカルであるとか、そういうところで思いっきり走れるようなクリアなガイドラインで、しかも消費者の保護、中小の事業者の保護、イノベーションの促進、プラットフォームのサービスが利便性を提供することに対して障害が起こらないというバランスがとれた一つの原則を打ち立てていくことが重要だと思います。日本は例えば「Trustworthy Quality AI」という、信頼できる高品質な人工知能を提供することができると思いますので、このような方向性と、今回の議論が一致する形で進めばと考えております。

以上でございます。

○西村経済再生担当大臣

ありがとうございます。

それでは、オブザーバーのお二方に御発言をいただきます。

竹中オブザーバー、お願いします。

○竹中オブザーバー

ありがとうございます。

このワーキンググループ、大変期待しています。私や金丸さんは成長戦略を議論する未来投資会議で、第4次産業革命のチャンスはどう生かすかということはずっと数年にわたって議論しているわけですが、その中で明らかになった一つの壁は、巨大な影響力を持つデジタル企業の競争政策をどのようにしたらよいのか。そこでこのような会議に至ったのだと思います。

実は、今年の1月のダボス会議に安倍総理が5年ぶりに出席をされまして、大変注目されるスピーチをされました。その中のキーワードが、データのフリー・フロー・ウィズ・トラストという言葉で、これは各国の首脳は物すごく注目をされたと思います。

御承知のように、アメリカは非常に自由な社会でGAFを生み出した。中国は国家資本主義のもとでBAT、つまり、アリババ、テンセント等を生み出した。それに対して、ヨーロッパはひたすら規制、個人情報保護、個人の権利等々を強調している。その中で日本が果

たすべき役割は、極めて大きいということなのだと思います。8月の理事会でも、あの問題を提案した日本がどういう政策をとるのだということに注目していると各国の方はおっしゃっておられました。言うまでもありませんけれども、このプラットフォームの問題は、競争政策と個人情報の保護を一体化して考えるということなのだと思います。特に重要な視点は、これは縦ではなくて横断的にやらなければいけないということと、グローバルにやらなければいけない。日本の国内だけで議論しても仕方がないわけであります。

一方で、日本でもプラットフォーム的な企業をつくりたいと思っているところはあるわけで、そういうところは過剰な規制に対して非常に敏感になっているという点も重要だと思います。こういう点も踏まえて、世界にこの分野でのベストプラクティスを示すということがこの会議の役割だと思いますので、ワーキンググループの皆様方に期待をしております。

以上です。

○西村経済再生担当大臣

ありがとうございます。

金丸オブザーバー、お願いします。

○金丸オブザーバー

ありがとうございます。

デジタル・プラットフォームのこれまでの貢献というのは一定評価すべきだと思います。画期的なテクノロジーやアイデアに満ちた新サービスを無料で提供してきて、個人のライフスタイルを変えたり、あるいはビジネスのあらゆるシーンに影響を及ぼしてきています。

しかしながら、デジタル・プラットフォームの収益の源泉は個人のデータであり、急成長への評価とともに、その巨大な支配力に社会全体が脅威やリスクを感じるようになってきました。社会との共生とか社会への還元とか、独占への脅威やプライバシーリスクへの対応が問われる新しいフェーズに移ってきたのではないかと思います。

また、オンラインモールでも熾烈なバーゲン合戦が行われていて、この値引き分やコストの出店者への負担のさせ方が適正かどうかも課題になってきています。

プラットフォームの成長の果実の適正な配分がどうあるべきかは、EC分野の健全な発展のために極めて重要なテーマだと思います。このように、利用者との関係でもビジネスパートナーとの関係でもウィン・ウィンの関係をつくって社会に貢献することも含めてエコシステム内に実装されてこそ、真の社会貢献につながるのではないのでしょうか。

優越的地位の濫用になりかねない行為については、厳正に対処すべきだと思います。

この会議で議論される取り組みは、こうした状態に対して政府が一定の規律をもたらそうとするものであり、イノベーションと社会全体の健全な発展とのバランスを図りながら、フェアな競争を通じた成長とともに、社会への貢献を果たしてもらいたいと考えています。こうした問題に対する認識を共有し、国際的な動向も考慮しながら、それぞれの取り

組みを進めていっていただきたいと思います。

以上です。

○西村経済再生担当大臣

ありがとうございます。

少し時間がございます。閣僚から何か御発言はございますか。よろしいですか。

議員の皆様方から、何かつけ加えることはございますか。よろしいですか。

ありがとうございます。

今日は様々な論点をいただきましたので、イノベーションと個人情報の保護と社会の発展をどうつなげていくか。そういった様々な論点を整理させていただいて、次回以降、議論を深めていきたいと思っています。

また、資料2のとおり、本会議のもとにワーキンググループを設置いたしまして、専門的見地からの検討も進めていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、官房長官から締めくくりの発言をいただきたいと思っています。

それでは、プレスの入室をお願いいたします。

(報道関係者入室)

○西村経済再生担当大臣

それでは、官房長官、よろしくをお願いします。

○菅官房長官

今回は、デジタル市場競争会議の今後の進め方について、幅広い御意見をいただきました。デジタル市場をめぐる問題への対応は、各国とも検討を行っているところであり、我が国としても、各国と連携しつつ、国際的な議論をリードしていく必要があると考えます。

本会議の具体的な取り組みとして、第1に、デジタル・プラットフォーマーの取引の透明性、公平性を確保するための法案と、個人情報保護法改正案について、イノベーションを阻害しない形でデジタル社会の新たな枠組みとすべく、年内の取りまとめに向け検討を加速し、具体化を進めたいと思います。

第2に、独占禁止法関連では、データの価値評価を踏まえた形での企業結合審査に関するガイドラインの見直しや、消費者に対する優越的地位の濫用のガイドラインの策定について、国際的な議論をリードする取り組みとして、年内の取りまとめに向けて議論を進めていただきたいと思っています。

第3に、個人情報の取得・利用や寡占化に対する懸念が広がっているデジタル広告市場について、本会議として競争状況の評価を開始します。

以上について、西村経済再生担当大臣を中心に、専門家の知見も結集しつつ、関係大臣が連携して取り組んでいただくことをお願いします。

(報道関係者退室)

○西村経済再生担当大臣

ありがとうございました。

次回の開催につきましては、事務局から調整をさせていただきます。

なお、本日の会議の概要につきましては、この後、事務方から説明を行いたいと思います。

また、御自身の発言内容につきましては、対外的に御発言いただいて結構でございますけれども、他の議員の発言について言及することはお控えいただければと思います。

議事録につきましては、皆様に御確認いただいてから公表させていただきます。

以上をもちまして、本日の会議を終了します。ありがとうございました。

以上